

## 「永住者の配偶者」

### 提出資料

- 1 在留資格変更許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通  
\* 地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページから取得することもできます。
- 2 配偶者（永住者）及び申請人の国籍国（外国）の機関から発行された結婚証明書・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通  
\* 申請人の方が、韓国籍等で、戸籍謄本が発行される場合には、お二方の婚姻が記載された外国機関発行の戸籍謄本の提出でも差し支えありません。  
\* 日本の役所に届け出ている場合には、婚姻届出受理証明書の提出をしていただきます。
- 3 配偶者（永住者）の住民税の納税証明書（1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの）・・・・・・・・ 1通  
\* ただし、納税証明書に総収入、課税額及び納税額の記載がない場合は、課税証明書及び納税証明書の提出をしていただきます。  
\* 配偶者（永住者）が申請人の扶養を受けている場合等3を提出できないときは、申請人の住民税の納税証明書（1年間の総収入、課税額及び納税額が記載されたもの）を提出して下さい。
- 4 配偶者（永住者）の身元保証書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通  
\* 身元保証人には、日本に居住する配偶者(永住者)になっていただきます。
- 5 配偶者（永住者）の世帯全員の記載のある登録原票記載事項証明書・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
- 6 質問書・・ 1通
- 7 スナップ写真（夫婦で写っており、容姿がはっきり確認できるもの）・・・・・・・・ 2～3葉
- 8 旅券・・ 提示
- 9 外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提示
- 10 その他
  - ①身元保証人の印鑑（上記4には、押印していただく欄がありますので、印鑑をお持ち下さい（提出前に押印していただいた場合は結構です。）
  - ②身分を証する文書等  
\* 代理人、申請取次者若しくは法定代理人が申請を提出する場合において申請を提出することができる方かどうかを確認させていただくために必要となるものです。

\* 申請人とは、引き続き日本での滞在を希望している外国人の方のことで。

\* 日本で発行される証明書は全て、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

**\*\*\*このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おきます。\*\*\***

### 留意事項

- 1 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 2 原則として、提出された資料を返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。